

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第60号**

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則  
食品衛生法施行細則（昭和32年香川県規則第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(営業許可証) 第6条 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 水道水以外の水を使用する場合には、給水設備に殺菌装置又は浄水装置を備えること。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(営業許可証) 第6条 所管保健所長は、法第52条第1項の規定により許可をしたときは、営業許可証（第1号様式）を申請者に交付する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 営業施設の基準</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 水道水以外の水を使用する場合には、給水設備に滅菌装置を備えること。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(5)・(6) 略</p>

第1号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

第 号

営 業 許 可 証

氏名

（法人にあっては、その名称）

営業所所在地

営業所の名称、  
屋号又は商号

営業の種類

食品衛生法第52条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

香川県 保健所長 印

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、香川県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。）。

第1号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

第 号

営 業 許 可 証

氏名

（法人にあっては、その名称）

営業所所在地

営業所の名称、  
屋号又は商号

営業の種類

食品衛生法第52条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

香川県 保健所長 印

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。